

ルール
習志野市 学校の新しい生活様式

令和3年9月13日版～学校の行動基準レベル3～

(参考引用資料:千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」)

◎一人ひとりの基本的感染対策(全員)

- 令和3年9月30日までの間は、部活動は、原則として実施しない。ただし、公式大会(県大会等の上位大会を控えるもの)に参加する小中学校の部活動は、大会2週間前の平日は60分以内、休日は昼をまたがない3時間以内の練習を可能とする。その際も他校との交流練習や練習試合は行わない。高等学校における公式大会参加2週間前の部活動については、平日の活動はそれぞれの学年登校日において週当たり3日以内(複数学年の生徒同士が参加する活動は週当たり1日)とし、県内での練習試合も実施可とする。
- 児童生徒・教職員等は、原則マスクを着用して生活をする。
- マスクを一時的に外す場面は、運動時(※1)と飲食時とする。ただし、熱中症への対応を優先し、周囲と十分距離が取れる場合(2m以上)や暑さ指数(WBGT)が高い日はマスクを一時的に外すことも可能とする。ただし、その場合も大声での会話等は控える。また、給食(飲食)時は黙食を徹底する。
- 登校時及び部活動開始前に、健康観察(発熱及び何らかの症状の有無の確認)を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には自宅で休養することを徹底する。また、同居している方が体調不良の時についても、登校及び部活動参加は控える。
- 教室等の換気については、気候上可能な限り常時行う。それが難しい場合は、30分に1回以上、数分間窓を全開する等して行う。その際、空気の流れを作るため対角2方向の窓やドアを同時に開ける。
(※1)緊急事態宣言適用期間中は、マスクを着用したままでできる運動を推奨する。

これまでの感染症対策の基本を徹底強化します!

- 3密(密集・密接・密閉)の回避! ~休み時間も児童生徒同士での集まりを控える~
- マスクの適切な着用と手洗いの徹底! ~口や鼻をしっかり覆い、こまめに手洗いをする~
- 健康観察の徹底! ~登校前、部活動前に必ず実施する~

★学習活動

学習活動については、地域の感染レベルを基に、各学校の実態に合わせた活動を判断する。

□「緊急事態宣言(レベル3)」及び「まん延防止等重点措置(レベル2または3)」の適用期間中は、次の学習活動(●)について活動制限を設ける。

●感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動

- ・各教科に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【レベル3】：上記●の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わない。

例) 屋内における一斉音読、合唱、グループやペア活動、マスクを外す活動等は行わない

例) 技能教科の実施については延期、または単元の入れ替え等を検討する

<各学校の実態により実践可能な活動例>

◆屋内で座席を移動しない(身体的距離を保持)状態で行う以下の活動

- ・大声にならない個別の音読活動
- ・対面にならない発表(発話)活動
- ・タブレット等を用いて考え等を共有するグループやペア活動

◆屋外で身体的距離を十分(最低2m以上)確保した状態で行う以下の活動

- ・進行方向を一定にしたマスクを着用してできるウォーキングや軽度なランニング活動
※ただし、熱中症防止策(離れた所でマスクを外す等)の判断ができる発達段階に限る
- ・ペアやグループによるマスクを着用した上での(球技)パス練習等
- ・屋外で大きく広がりマスク着用をした上で一定の方向を向いて行う合唱練習

◆各家庭で個別にタブレット端末を用いた状態で行う以下の活動

- ・チームズによるオンライン上で行う合唱練習
- ・チームズによるオンライン上で行う部活動の個別指導
- ・タブレットの動画撮影機能を用いた音読等の提出活動
※児童生徒の家庭における負担を校内全体で把握・配慮した場合に限る

【レベル2】：上記●の活動は、「感染のリスクが低い活動から徐々に実施する」ことを検討。

【レベル1】：上記●の活動は、「感染症対策を行った上で実施する」ことを検討。

□運動時にはマスクの着用を必要としないが、用具の準備や片付け等、運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用する。なお、レベル3においては、できる限り屋外でマスクをつけていても実施可能な呼吸の激しくならない運動とする。

□個人の教材教具を使用して児童生徒同士の貸し借りはしない。

□教材・教具などを共用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底する。また、1日1回程度、消毒を行う。

★家庭との連携

□児童・生徒及び同居している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者またはその候補に特定された、体調不良によりPCR検査を受ける場合は、速やかに学校へ連絡し、登校及び部活動等への参加は控える。

□通常日課再開までの段階的な期間において、ICTを活用したオンライン学習の機会を選択できる。通常日課再開後については、個別に各学校で対応する。

★給食時の注意点(主に小・中学校)

□配膳前に、全員手洗いを確実に行うとともに、教職員は、配膳台の上を消毒する。

□配膳は、全員マスクを着用し、私語を慎み、列を作る場合は身体的距離をあける。

□給食を食べるときは、黙食を徹底し、机の配置は同一方向とする。

□片付けの際は、密集しないよう、食べ終わった児童・生徒から順次片付ける等工夫する。

□歯磨きをする際も、密集しないよう時間差をつけ、飛沫が飛ばないようになるべく口を閉じて、うがいは低い姿勢で行う。

★清掃活動(窓を全開にし、マスクを着用する。)

- 密にならないよう清掃分担を編成し、清掃活動を行う。清掃終了後には、必ず石けんを使用して手洗いをする。また、器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度器具等の消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを必ず行う。
- 大勢がよく手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

★部活動

- 緊急事態宣言適用期間は、原則活動停止とするが、運動不足やストレス軽減のための個人練習については、マスクを着用した上でできる練習強度で、平日30分程度の実施を可能とする。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置適用期間中は、原則、保護者等の観戦、及び小中学校における外部指導者による対面での直接指導は実施しない。
- 活動を再開する場合においては、運動不足や体力低下が懸念されることから、準備運動や運動強度を調節するなどけがの防止に十分に留意する。
- 更衣室等の共用エリアは、短時間の利用とし、会話を制限し、一斉に使用することは避ける。また、可能な限りマスクを着用したままの更衣とする。

★来校者との面会・個人面談

- 外部からの来校者に対し、玄関等での検温を実施し、来校者カード等に記入する。来校者カードは1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。また、予定されている面談等を除いて、原則校内への立ち入りや教育活動等への参加は見合わせる。
- 地域や保護者、業者などへの連絡・相談は、できるだけ電話やメール、文書やFAXを活用する。

★教職員同士

- 児童・生徒の模範となるよう、マスクを正しく着用し、こまめな手洗い、体調管理に努める。
- 毎朝、検温をし、結果を健康カード等に記入する。発熱や風邪等、いつもと違う症状があるときには出勤をしない。また、同居の家族に同様な症状がある場合や体調不良によりPCR検査を受ける場合においても出勤を見合わせる。
- 感染症対策に加えて、通常授業とオンライン授業の併用など、これまでにない対応に専念することになる。管理職においては、心理的なストレス等も含め、職員のメンタルヘルス対策を講じること。

附 則

この生活様式(ルール)は、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活様式(ルール)は、令和2年6月1日に改訂し、施行する。
(教職員同士の生活様式を改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年7月1日に改訂し、施行する。
(主に清掃活動・熱中症予防について改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年7月27日に改訂し、施行する。
(習志野版あたらしいルールの策定に伴い改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年9月7日に改訂し、施行する。
(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年12月7日に改訂し、施行する。
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年1月21日に改訂し、施行する。
(令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年4月2日に改訂し、施行する。
(令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年5月24日に改訂し、施行する。
(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年7月1日に改訂し、施行する。
(文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」)

この生活様式(ルール)は、令和3年7月30日に改訂し、施行する。
(千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」)

この生活様式(ルール)は、令和3年8月26日に改訂し、施行する。
(千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」)

この生活様式(ルール)は、令和3年9月13日に改訂し、施行する。
(千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」)